診断書(所定用紙)を提出する場合(医師が記入)

ガンを含む成人病による請求、先進医療による請求、女性医療特約による請求、休業保障特約による請求の場合は、必ず提出してください。(コピーは不可。原本を提出してください。)

診断書は給付の判断の重要な根拠となりますので、必ず所定の用紙を使用してください。簡易な診断書では、給付の判断ができない場合があります。

- 日帰り入院として認定されるためには、入院期間の欄に記載されていることが必要です。
 休業保障特約給付金を請求する場合は、医師による「医学的に現在の業務への就業が全く不可能と判断された期間」の記載に基づき、支払日数を算出します。
 ※入院期間と就業が全く不可能と思われる期間が全く一緒の場合、休業保障特約給付金はお支払いできません。
 がン(悪性新生物)の場合は、診断書に必要事項を追記してもらってください。(なお、ガン診断給付金は、入院給付金や手術給付金の請求に先立って請求することも可能です。)
- ※病名が成人病、女性特約に該当するのかは、P23~P28でご確認ください。

